

習慣流産における胎盤絨毛染色体検査の健康保険適応に関するお問い合わせ

平成 19 年 1 月 31 日

社会保険事務局
関係各位

岡山大学医学部保健学科 教授
岡山大学病院 産科婦人科
不育症専門外来担当
中塚幹也

胎盤絨毛の染色体検査では、妊娠初期に妊娠が正常に経過しなかった場合などに、子宮の内容物を手術的に除去し、組織を採取し、清潔を保ったまま細胞培養を行い、染色体の数、形態の異常の有無を確認します。この検査で、もし、胎盤絨毛に染色体異常があれば、胎児にも染色体異常があったと考えられます。

流産を 2 回以上繰り返す不育症、3 回以上繰り返す習慣流産の患者様では、種々の検査を行い、もし、原因が明らかになった場合には、内服薬や注射薬を使用して治療をします。しかし、治療にもかかわらず、流産となることもあります。この場合、もし、胎児の染色体異常が原因であれば、どのような治療を行っても流産となったと考えられるため、次の妊娠も同じ治療が行われます。しかし、胎児に致死的な染色体異常が見られなかった場合は、治療効果が不十分であった可能性があり、その次の妊娠では、さらに強力な治療を行わなければならない可能性が高くなります。

現在、流産した胎盤絨毛の組織学的な検査（胎盤絨毛を染色して顕微鏡で観察する検査）を提出する場合は保険適応があり、妊娠が胞状奇胎などの腫瘍ではなかったかどうかを検索することができます。しかし、この検査では、染色体の異常であったかどうかはわかりません。

私の所属する施設（岡山大学病院）では、不育症専門外来を開設しているため、近県も含め多くの不育症、習慣流産の患者様が来られています。このような方が流産した場合、本来、保険適応で施行可能である流産手術（これには、麻酔、投薬、場合によっては入院なども含まれます。）と同時に、胎盤絨毛の染色体検査を提出することになります。この場合、保険診療と自費診療との関係を考えて、以下のように種々の可能性が考えられます。

- (1) 流産手術 保険適応、絨毛染色体検査 保険適応 **（保険診療とする）**
- (2) 流産手術 保険適応、絨毛染色体検査 保険適応はないが、保険適応のある血液による染色体検査に換算して保険請求 **（保険診療とする）**
- (3) 流産手術 保険適応、絨毛染色体検査 自費 **（混合診療を例外として認める）**
- (4) 流産手術 保険適応、絨毛染色体検査 自費であるため、混合診療を避けるため流産手術（麻酔、投薬、場合によっては入院費用も）もすべて自費 **（自費診療）**

以上のような場合が想定されますが、どのように取り扱うのが妥当でしょうか。

昨年より、お問い合わせをしておりますが、判断が保留となっている間にも、何人か、このような事態となった患者様がおられ、本来、保険適応であるはずの流産手術に関して、自費で患者様に負担していただく場合、あるいは、低所得の方などでは、自己負担が高額になるため胎盤絨毛の検査を断念され保険診療で手術のみを受けられ、次回の妊娠に向けての治療方針を決めるのが困難になる場合など、種々の状況が発生し、臨床の現場で混乱が起きております。

染色体異常であるかどうかの検査を施行しなければならない症例は、流産のうちでも、ごく一部であり、不育症、習慣流産の方のうち治療によっても流産となった場合ですから、全体の数としては多くはない数かと思えます。

是非とも、早急にご判断いただき、対処いたしたいと考えております。何卒、よろしくお願いたします。